

広島県告示第七百三十二号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条の三第一項の規定に基づき定めた広島沿岸海岸保全基本計画を平成十九年六月十八日に変更した。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び同局港湾企画整備室並びに広島県広島地域事務所建設局廿日市支局、広島県呉地域事務所建設局、広島県尾三地域事務所建設局、広島県福山地域事務所建設局及び広島県広島港湾振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山